

重要事項説明書



社会福祉法人 **和楽会**

事業所番号 3470201470

特別養護老人ホーム 和楽荘

重要事項説明書

1. はじめに

当介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）和楽荘は、入居を必要とされる（要介護状態）高齢者に対し、介護保険法による介護老人福祉施設サービスを提供し、安心して生きがいのある生活を送っていただくことを目的としています。

なお、次のことをモットーとして取り組んでいます。

- ① 入居される方が可能な限り、健康維持が保てるよう快適な環境をつくり、健康指導や生活リハビリなどにより、心身のリフレッシュの増進に努めます。
- ② また、サービス提供にあたっては、ご本人の意思ならびにご家族の意思を尊重して施設サービス計画（ケアプラン）を作成し実施します。
- ③ 当施設（特別養護老人ホーム）和楽荘が、入居される方にとって“温かい家庭”となるよう明るく温かいサービスを提供することに心掛けます。

2. サービスの内容

施設サービスの内容は、概ね次のとおりです。

① 施設サービス計画の作成	⑦ 生活相談・指導
② 食事（特別食の提供も含む）	⑧ 所持品保管・管理
③ 入浴	⑨ 各種手続き代行
④ 介護	⑩ 各種支払い代行
⑤ 機能訓練（生活リハビリ）	⑪ レクリエーション・趣味活動
⑥ 健康管理	⑫ 看取りへの対応

3. 連絡先（和楽荘）

電 話	0 8 2 - 8 4 8 - 5 0 0 0
F A X	0 8 2 - 8 4 8 - 4 5 7 9

☆ 連絡あるいはご不明な点などの問い合わせにご利用ください。

介 護 老 人 福 祉 施 設

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 和 楽 荘

相 談 員 松本 祐二、江角 理恵、濱田 伸子

(令和3年4月 1 日改正)

社会福祉法人 和 楽 会

(令和6年4月 1 日改正)

(令和7年4月1日改正)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）和楽荘の概要

1 サービスを提供する法人，サービスの種類など

法人名	社会福祉法人 和 楽 会
代表者氏名	理 事 長 伊 藤 尚 志
施設名称	特別養護老人ホーム 和楽荘
介護保険事業所番号	3 4 7 0 2 0 1 4 7 0
サービス提供の場所	広島市安佐南区伴西五丁目 1 4 3 2 番地 1

2 施設の職員体制

施設の職員体制については、別表 1 施設の職員体制に表記しています。

3 施設・設備の概要

定 員	5 0 人		浴室	普 通 浴	6室	12. 8㎡～ 19. 63㎡
居 室	50 室	12. 69㎡ ～13. 67㎡		特殊浴室	1室	23. 75㎡
				共同生活室		5室
医 務 室	1室	24. 73㎡	来客控え室		1室	13. 68㎡
			延べ床面積			4150. 84㎡

4 利用料金など

利用料金などについては、別表 2 利用料金などに表記しています。

5 入居について

まずは、お電話をいただくか、直接、来荘いただいて所定の申込書にご記入願います。

また、入居時に契約を締結しサービスを開始いたします。入居順については、広島市指定介護福祉施設等入居指針に則り特別養護老人ホーム和楽荘入居検討委員会で決定しており、それに基づいて入居していただいております。

6 入居中の医療の提供について

協力病院

協力機関の名称	日比野病院
所在地	広島市安佐南区伴東7-9-2 082-848-2357
診療科目	内科・神経内科・循環器科・脳神経科 リハビリテーション科
協力機関の名称	安佐医師会病院
所在地	広島市安佐北区可部南2丁目1-38 082-555-2700
診療科目	総合内科、緩和ケア内科、リハビリテーション科
協力機関の名称	広島医療生活協同組合 広島共立病院
所在地	広島市安佐南区中須2-20-20 082-879-1111
診療科目	内科・精神科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・外科他20科
協力機関の名称	メリーホスピタル
所在地	広島市安佐南区大塚西3-1-20 082-849-2300
診療科目	内神・精神科・神経内科・放射線科・リハビリテーション科

協力歯科医療機関

協力機関の名称	フラワー歯科
所在地	広島市安佐南区伴中央 082-848-6855

協力機関の名称	みずほ会 清水歯科医院
所在地	広島市中区基町 1 1 番 5 号 0 8 2 - 2 4 2 - 2 5 5 5

協力医療機関

協力機関の名称	伊藤内科医院
所在地	広島市安佐南区伴中央 4 丁目 7-10 082-848-6111
協力機関の名称	こころ皮膚科
所在地	広島市安佐南区伴南1-5-18-8-303 082-849-5477
協力機関の名称	くにもと医院（耳鼻咽喉科）
所在地	広島市安佐南区伴東7-59-28 082-811-8133
協力機関の名称	クオッカ眼科クリニック
所在地	広島市安佐南区伴南1-5-18-8-201 082-849-6699

7 施設利用にあたってのお願いなど

施設利用にあたっての留意事項は、概ね次のとおりです。

入居時の預り金等 (金・品などの管理)	預り金・書類などは、下記【入居時預かり金等】のとおりです。 ご要望により当施設で受託・管理をおこないます。
生活用具など	持参品は、下記【生活用具など】のとおりです。 必要最小限にしてください。
居室の決定	身体状況などにより決定しますが、変更することがあります。
面 会	予約のうえ、面会していただきますようお願いいたします。来荘時、手洗い・手指消毒をお願いいたします。 (その都度、面会カードに記入してください。)
外出・外泊	前日までに申し出てください。(ドクターストップのときは不可)
食べ物の持ち込み	感染症予防のため食品の持ち込みは極力ご遠慮頂きます。 生もの(刺身・寿司・果物など)やご自宅で調理されたもの(漬物・煮物など)は原則禁止です。持ち込まれた場合はご家族とその場で食べられる量のみとし、残ったものはお持ち帰り下さい。

専門医への受診	原則、ご家族対応と致します。
飲酒・喫煙	飲酒は行事などでの提供の場合を除き原則不可。喫煙は禁止です。
連絡先の届け出	2ヵ所以上、届け出てください。 (連絡先が変更になりましたらご連絡下さい。)

【入居時預かり金等】

預かり金・書類など	施設管理
介護保険被保険者証	○
後期高齢者医療保険被保険者証	○
身体障害者手帳・重度障害者医療受給者証	○
被爆者健康手帳	○
現金10,000円～20,000円	○
医師の診断書（直近のもの）または紹介状	○
その他 介護保険負担限度額認定証等の保険関係書類	○
普通預金通帳（JA広島市利用者本人名義）・通帳使用印鑑	ご希望があれば施設 でお預かりします。

【生活用具など】 ※は必要な人のみ

洗面用具—歯ブラシ、歯磨き粉等、義歯入れ
履物—上履き（紐なしのシューズ）、外出用履物等各 1
衣類—季節にあった被服（着用しているものを含め 3～5 着） 〔例〕 下着（上・下）、トレーナー（上・下）、パジャマ、上着、ベスト 靴下、カーディガン、ブラウス、ズボン、ひざ掛け等
靴 下—3～5 足
ティッシュペーパー —1～2 箱（※）
調度品—テレビ（※）、ラジオ（※）、置き時計（※）等
所持品—メガネ（※）、くし（※）、ひげ剃り（※）、杖（※）、帽子（※）等
常用薬—薬（2 週間分程度）

8 個人情報の保護

当施設および職員は、サービスを提供するうえで知り得た入居者及びその家族などの個人情報について守秘義務を負います。この義務は、契約終了後も継続します。また、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて入居者及び家族の個人情報を保護します。

9 事故発生時の対応方法

入居されている方に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族、市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 施設利用上の注意義務

入居者は施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

1 1 身体拘束等の適正化の取り組み

サービスの提供に当たって、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するために緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束その他の利用者の行動は制限しません。やむをえず、身体拘束を行う場合は、別に定める「身体拘束等の適正化のための指針」にもとづき行うものとします。

1 2 虐待防止への取り組み

入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施し担当者を設置します。

1 3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策

施設において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症の予防のための指針を整備します。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4 事業継続計画の策定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 施設は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

1 5 カスタマーハラスメントへの対応

入居者又は入居者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより職員の心身に危害が生じ又は生ずるおそれがある場合次の措置を講じます。

- (1) 職員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対して誠意をもって対応しつつも毅然とした態度で対応します。
- (2) 危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により入居者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合には 1 4 日以上 の予告期間をもってこの契約を解除とさせていただきます。

1 6 身元保証人

入居者が死亡した場合その他契約が終了した場合には、速やかに、遺体及び残置物（居室内に残置する日用品や身の周り品等）の引取りなど必要な処置を行って頂きます。また、和楽会は入居者が残置物引取り人を定めない場合には、自己の費用で入居者の残置物を処分できるものとし、その費用については、入居者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

1 7 苦情処理

入居者または家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも下記の苦情申立機関に苦情を申し出ることができます。

- (1) 和楽会は入居者に提供したサービスについて、苦情の申し出があった場合は、迅速、丁寧に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- (2) 和楽会は入居者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

【サービス内容にかかる苦情等申立先】

ア 苦情は面接、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。

担当：江角 理恵 （電話０８２－８４８－５０００）

なお第三者委員に直接申し出ることもできます。

・土屋 護 （電話０８２－８４８－７４０４）

・上垣内 保之 （電話０８２－８４８－５０２１）

イ 本事業で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

・広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会（０８２－２５４－３４１９）

・広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 （０８２－５５４－０７８３）

１８ 提供するサービスの第三者評価の実施について

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 実施の有無 | 有 |
| (2) 実施した直近の年月日 | 令和元年１２月１８日 |
| (3) 実施した評価機関の名称 | 広島県社会福祉協議会 |
| (4) 評価結果の開示状況 | 有 |

法人の概要

法人種別・名称 — 社会福祉法人 和楽会

代表者職・氏名 — 理事長 伊藤 尚志

所在地 — 広島市安佐南区伴西五丁目 1 4 3 2 番地 1

電 話 — 0 8 2 (8 4 8) - 5 0 0 0

F A X — 0 8 2 (8 4 8) - 4 5 7 9

- 事 業
- ・ 指定介護老人福祉施設
 - ・ 指定居宅介護支援事業（指定介護予防居宅介護支援事業）
 - ・ 指定訪問介護事業（指定介護予防訪問介護事業）
 - ・ 指定通所介護事業（指定介護予防通所介護事業）
 - ・ 指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護事業）
 - ・ 広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター

所在地 — 広島市安佐南区伴中央二丁目 5 番 1 2 号

電 話 — 0 8 2 (8 4 9) - 5 8 6 0

F A X — 0 8 2 (8 4 9) - 5 8 6 1

指定介護老人福祉施設サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 和楽荘

説明者職名 相談員 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

住 所

入居者氏名 印

家 族 () 印

別表 1

施設の職員体制

職 名	人 数	備 考
施 設 長	1 名	
医 師	2 名	非常勤
生 活 相 談 員	常勤職員 2 名	介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	常勤職員 2 名 非常勤職員 1 名	生活相談員を兼務
看 護 職 員	常勤職員 2 名 非常勤職員 3 名	機能訓練指導員を兼務
介 護 職 員	常勤職員 3 2 名 非常勤職員 1 2 名	介護支援専門員を兼務
理 学 療 法 士	常勤職員 1 名	
管 理 栄 養 士	常勤職員 1 名	

別表 2

利用料金など

(1) 基本料金 (1日当り)

介護福祉施設サービス費 (Ⅱ)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	7, 0 0 1円	7, 7 3 3円	8, 5 1 6円	9, 2 5 8円	9, 9 7 9円
自己負担額 3割	2, 1 0 0円	2, 3 1 9円	2, 5 5 3円	2, 7 7 5円	2, 9 9 1円
自己負担額 2割	1, 4 0 0円	1, 5 4 6円	1, 7 0 2円	1, 8 5 0円	1, 9 9 4円
自己負担額 1割	7 0 0円	7 7 3円	8 5 1円	9 2 5円	9 9 7円

(2) 加算料金

区 分	利用料金	自己負担額 3割	自己負担額 2割	自己負担額 1割	備 考
日常生活継続維持加算 (1日当り)	4 8 0円	1 4 4円	9 6円	4 8円	全ての入居者に算定
夜勤職員配置加算 (1日当り)	2 8 2円	8 4円	5 6円	2 8円	全ての入居者に算定
栄養マネジメント強化等 加算 (1日当り)	1 1 5円	3 3円	2 2円	1 1円	体制が整えば対象の 入居者に算定
口腔衛生管理加算Ⅰ (1月当り)	9 4 0円	2 8 2円	1 8 8円	9 4円	対象の入居者のみに 算定
口腔衛生管理加算Ⅱ (1月当り)	1 1 4 9円	3 4 2円	2 2 8円	1 1 4円	対象の入居者のみに 算定
療養食加算 (1食当り)	6 2円	1 8円	1 2円	6円	対象の入居者のみに 算定
経口維持加算 (Ⅰ) (1月当り)	4, 1 8 0円	1, 2 5 4円	8 3 6円	4 1 8円	対象の入居者のみに 算定
経口維持加算 (Ⅱ) (1月当り)	1, 0 4 5円	3 1 2円	2 0 8円	1 0 4円	対象の入居者のみに 算定
初回加算 (1日当り)	3 1 3円	9 3円	6 2円	3 1円	入居した日から30日 以内の期間が対象
外泊加算 (1日当り)	2, 5 7 0円	7 7 1円	5 1 4円	2 5 7円	入院及び外泊した 場合、1月に6日算定
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (1日当り)	4 1円	1 2円	8円	4円	対象の入居者に算定

配置医師緊急対応加算 朝・（早朝・夜間及び深夜を除く）	3, 3 9 6 円	1 0 1 7 円	6 7 8 円	3 3 9 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
配置医師緊急対応加算 （夜間1回当り）	6, 7 9 3 円	2, 0 3 7 円	1, 3 5 8 円	6 7 9 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
配置医師緊急対応加算 （深夜1回当り）	1 3, 5 8 5 円	4, 0 7 4 円	2, 7 1 6 円	1, 3 5 8 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
看護体制加算（Ⅰ）イ （1日当り）	6 2 円	1 8 円	1 2 円	6 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
看護体制加算（Ⅱ）イ （1日当り）	1 3 5 円	3 9 円	2 6 円	1 3 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
看取り介護加算死亡日 （1日当り）	1 6, 5 1 1 円	4, 9 5 3 円	3, 3 0 2 円	1, 6 5 1 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
看取り介護加算 死亡日前日及び前々日 （1日当り）	8, 1 5 1 円	2, 4 4 5 円	1, 6 3 0 円	8 1 5 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
看取り介護加算 死亡日以前4日～30日前 （1日当り）	1, 5 0 4 円	4 5 3 円	3 0 2 円	1 5 1 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
看取り介護加算 死亡日以前31日～45日 前（1日当り）	7 5 2 円	2 2 5 円	1 5 0 円	7 5 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
生活機能向上連携加算 （1月当り）	1, 0 4 5 円	3 1 2 円	2 0 8 円	1 0 4 円	対象の入居者のみに 算定
排泄支援加算（Ⅰ） （1月当り）	1 0 4 円	3 0 円	2 0 円	1 0 円	対象の入居者のみに 算定
排泄支援加算（Ⅱ） （1月当り）	1 5 6 円	4 5 円	3 0 円	1 5 円	対象の入居者のみに 算定
排泄支援加算（Ⅲ） （1月当り）	2 0 9 円	6 3 円	4 0 円	2 0 円	対象の入居者のみに 算定
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）（1月当り）	3 1 円	1 2 円	8 円	4 円	対象の入居者のみに 算定
褥瘡マネジメント加算 （Ⅱ）（1月当り）	1 3 5 円	3 9 円	2 6 円	1 3 円	対象の入居者のみに 算定
再入所時栄養連携加算 （1回当り）	7 3 1 円	2 1 9 円	1 4 6 円	7 3 円	対象の入居者のみに 算定
安全対策体制加算 （一人につき1回）	2 0 9 円	6 0 円	4 0 円	2 0 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
自立支援促進加算の新設 （1月当り）	3 1 3 5 円	9 3 9 円	6 2 6 円	3 1 3 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
科学的介護推進体制 加算（Ⅰ）（1月当り）	4 1 8 円	1 2 4 円	8 2 円	4 1 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
科学的介護推進体制 加算（Ⅱ）（1月当り）	5 2 2 円	1 5 6 円	1 0 4 円	5 2 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
ADL維持等加算（Ⅰ） （1月当り）	3 1 3 円	9 3 円	6 2 円	3 1 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
ADL維持等加算（Ⅱ） （1月当り）	6 2 7 円	1 8 6 円	1 2 4 円	6 2 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
個別機能訓練体制加算 （1日当り）	125 円	36 円	2 4 円	1 2 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定

在宅・入所相互利用 体制（１日当り）	418 円	1 2 3 円	8 2 円	4 1 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
認知症チームケア推進 加算Ⅰ（１月当り）	1567 円	4 6 8 円	3 1 2 円	1 5 6 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
認知症チームケア推進 加算Ⅱ（１月当り）	1254 円	3 7 5 円	2 5 0 円	1 2 5 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
生産性向上推進体制 加算（１月当り）	1 0 4 円	3 0 円	2 0 円	1 0 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅰ（１月当り）	1 0 4 円	3 0 円	2 0 円	1 0 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
高齢者施設等感染対策 向上加算Ⅱ（１月当り）	5 2 円	1 5 円	1 0 円	5 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
協力医療機関連携加算 Ⅱ（１月当り）	5 2 円	1 5 円	1 0 円	5 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
協力医療機関連携加算 Ⅰ（１月当り）	5 2 2 円	1 5 6 円	1 0 4 円	5 2 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
退所時栄養情報連携 加算（１回当り）	7 3 1 円	2 1 9 円	1 4 6 円	7 3 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
退所時情報提供加算 （１回当り）	2 6 1 2 円	7 8 3 円	5 2 2 円	2 6 1 円	体制が整えば、対象 の入居者に算定
新興感染症施設療養 加算（１月に１回、連 続する５日を限度）	2 5 0 8 円	7 5 0 円	5 0 0 円	2 5 0 円	新興感染症に感染後、 施設で療養した場合
介護職員等処遇改善 加算（Ⅰ）	所定単位数の 14%を乗じて計算した額				全ての入居者に算定

（３）居住費

１日当り 2, 0 6 6 円

（４）食 費

食費は、次のとおりです。

食費・特別食	１日当り 1, 5 4 0 円です。
行 事 食	実費又は普通食との差額分をいただきます。

(5) その他の料金

おやつ・ジュース代	1日当り60円負担していただきます。
購入品（ティッシュ、歯磨き粉等の身回り品）	実費をいただきます。
趣味活動などの材料費	実費又は一部負担していただきます。
理・美容代	実費をいただきます。
管理料（通帳、現金等）	1日当り30円負担していただきます。
テレビ視聴代（居室への持込みの場合のみ）	1月当り1000円負担していただきます。
暖房器具（電気毛布、あんか）在宅酸素 空気清浄器・加湿器・扇風機・パソコン	1台につき、月500円負担していただきます。

* 冷蔵庫の持ち込みにつきましては、栄養ケアマネジメント加算を算定して、食事を提供しておりますのでお断りしております。

ご家族持参の食食物は、施設の冷蔵庫にて預かる事はできます。

* ご本人なじみの物品や記載以外の電化製品も持ち込みにつきましては、入居前に相談員にご相談頂きますようお願い致します。

(6) 利用料金などの減免

① 利用料金（基本料金）について、次のとおり減免となります。

被爆者健康手帳受給者	利用料金が全額免除されます。
生活保護受給者	利用料金が全額免除されます。
所定の低所得者	利用料金について、所得の区分に応じ、減免される場合があります。

② 居住費、食費の1日当りの負担限度額（所得によって負担上限があります。）

区 分	居住費	食 費
利用者負担 第一段階	880円	300円
利用者負担 第二段階	880円	390円
利用者負担 第三段階①	1,370円	650円
利用者負担 第三段階②	1,370円	1,360円
利用者負担 第四段階	2,066円	1,540円

(7) 料金支払い方法

利用料金等は、入居の際に J A 伴支店（他支店の口座も可）の口座を開設していただき、通常 1 カ月毎の精算とし、翌月 20 日に口座から引き落としさせていただきます。

（令和4年10月1日改正）

（令和6年4月1日改正）

（令和7年4月1日改正）

重要事項説明書

和楽荘 短期入所生活介護事業部

〔重要事項説明書〕

1 はじめに

和楽荘短期入所生活介護事業部は、居宅で生活を営まれている要支援状態または要介護状態にある高齢者に対し、介護保険法による短期入所生活介護等サービスを提供して、利用者の心身機能の維持ならびに介護者の心身の負担の軽減を図り、一面では、介護技術の普及など居宅での生活のための支援をおこない、もって、地域の高齢者福祉の発展に寄与することを目的としています。

なお、つぎのことをモットーとして取り組んでいます。

- (1) 居宅での生活を望まれる方が、可能な限り居宅で生活の継続が図れるよう、必要なときに短期入所生活介護等サービスを提供して、利用される方にとっては、和楽荘が“憩いの場所”となるよう明るく温かいサービスを提供するとともに、介護者に“休息”などの便宜を図るように心掛けます。
- (2) 短期入所生活介護等サービス提供にあたっては、ご本人の意思ならびにご家族の意思を尊重して短期入所生活介護等のプランを作成し実施いたします。

2 サービスの内容

短期入所生活介護等のサービス内容は、おおむねつぎのとおりです。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 送迎 | (5) 介護 |
| (2) 短期入所生活介護計画の作成 | (6) 機能訓練（生活リハビリ） |
| (3) 食事（特別食の提供も含む） | (7) 生活相談・指導 |
| (4) 入浴 | (8) レクリエーション・趣味活動その他 |

3 連絡先

電 話	0 8 2 - 8 4 8 - 5 0 0 0
-----	-------------------------

F A X	0 8 2 - 8 4 8 - 4 5 7 9
-------	-------------------------

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者

和 楽 荘 短期入所生活介護事業部

担当 松本 祐二

(令和 7 年 4 月 1 日改正)

1 和楽荘短期入所生活介護事業の概要

(1) サービスを提供する法人、サービスの種類など

法人名	社会福祉法人 和楽会
代表者氏名	理事長 伊藤 尚志
事業所名	和楽荘 短期入所生活介護事業部
介護保険事業所番号	短期入所生活介護〔併設型〕 3470201462 〔空床型〕 3470201470
サービス提供の場所	広島市安佐南区伴西五丁目1432番地1

(2) 事業部の職員体制 <別表1>

(3) 施設・設備の概要

専用床—10 床 (11.65 m ² ～13.36 m ²) 空床利用—50 床 (12.69 m ² ～13.36 m ²)	※共同生活室 (86.65 m ²)、浴室 (含脱衣室 12.8 m ²)、医務室 (24.73 m ²) または送迎車両などは、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) と共用となります。
---	---

2 利用料金など <別表 2>

3 料金支払い方法

利用料金の支払いについては、特定のもの（外部のサービス提供料、物品購入代金など）を除き、原則、毎月月末に締め、翌月 10 日までに請求書を送付し、サービスを利用した月の翌月の 20 日（ゆうちょ銀行休業日にあたる場合はその翌営業日）に、“ゆうちょ銀行”から請求料金を口座引き落としさせていただきます。

現金払いの場合については請求をおこなった日から 14 日以内に、窓口へお支払いいただきます。

4 サービス利用方法

まずは、お電話などでお申し込みください。居室に空きがあればご利用いただけます。契約を結び、短期入所生活介護計画を作成（4 日以上のご利用のみ必要）して、サービスの提供を開始いたします。居宅サービス計画を依頼している場合は事前にお知らせください。また、利用される方の都合でキャンセル及びサービスを早く終了される場合は、希望日の遅くとも 2 日前までに申し出てください。

5 サービス利用にあたっての留意事項

① 生活用具など	ご利用の際、「持参品リスト」をお渡しいたします。
② 食べ物の持ち込み	お断りしております。 必要のある方は、予めご相談ください。
③ 飲酒・喫煙	飲酒は、行事などでの提供の場合を除き不可。 喫煙は、禁止です。
④ 身体拘束	やむを得ず必要が生じた場合には、ご家族に事前説明を行い同意の上、最小限実施とします。
⑤ 連絡先の届け出	2ヵ所以上届け出てください。 連絡先が変更になりましたらご連絡ください。

6 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 職・氏名	松本 祐二
------------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを広島市に通報します。

7 身体拘束について

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、別に定める「身体的拘束等の適正化のための指針」にもとづき利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族様、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 苦情処理

利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも下記の苦情申立機関に苦情を申し出ることができます。

- (1) 事業者は利用者に提供したサービスについて、苦情の申し出があった場合は、迅速、丁寧に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- (2) 事業者は利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

【サービス内容にかかる苦情等申立先】

ア 苦情は面接、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。

担当： 江角 理恵 （電話 0 8 2 - 8 4 8 - 5 0 0 0）

なお第三者委員に直接申し出ることもできます。

イ 本事業所で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

・ 広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会（電話 0 8 2 - 2 5 4 - 3 4 1 9）

・ 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 （電話 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3）

1 0 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施 無し

1 1 カスタマーハラスメントへの対応

利用者やその家族からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これら行為は、職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題です。

和楽会は職員の心身の健康に配慮しなければならないという安全配慮義務を負っています。

和楽会は、従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、別に定める「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に則り利用者やその家族に対し、誠意をもって対応

しつつも、毅然とした態度で対応します。

カスタマーハラスメントが行われた場合は、契約解除、または中止させていただくこともあります。契約解除・中止をさせていただく場合はその内容を検討し、14日以上の猶予をもって契約解除・中止とさせていただきます。

1 2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施します。

和楽荘短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅サービス事業者 和楽荘
短期入所生活介護事業部

説明者職名 相談員 松本 祐二 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、和楽荘短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

住所

利用者氏名 印

家族（ ） 印

重要事項説明書

居宅介護センター和楽荘

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人和楽会
事業者の所在地	広島市安佐南区伴西五丁目1432番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	伊藤 尚志
電話番号	082-848-5000

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと連携します。インフォーマルサービスを含む地域連携を図り、更に質の高いケアマネジメントの推進に取り組めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所の名称	居宅介護センター和楽荘
事業所の所在地	広島市安佐南区伴西五丁目1432番地1
介護保険事業所指定番号	3470200357
サービス提供地域	広島市安佐南区・安佐北区・佐伯区 (一部地域については相談に応じる)

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者番号
訪問介護	3470201439
通所介護	3470201454
短期入所生活介護	3470201462
特別養護老人ホーム	3470201470

4. 職員体制

従業者の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理業務	1名 (兼務)
主任 介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	4名以上
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名以上
事務員	パート	居宅介護支援サービス等に係わる事務	1名

5. 勤務体制

勤務時間 勤務体制等	勤務時間帯（８：３０～１７：３０） （但し、電話等により２４時間連絡可能）
	月曜日から土曜日（日曜日は定休） （但し、営業時間外、日曜日は、電話等により２４時間連絡可能）

6. 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
アセスメント	利用者の居宅を訪問し、全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成、全社協アセスメントツールを使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて利用者の心身の状況や生活環境を把握し、課題を分析します。
ケアプラン作成	利用者及び家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、目標及びその達成時期、介護サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

サービス担当者会議	介護サービス計画書に位置づけた担当者を招集した、サービス担当者会議の開催。サービス担当者会議の招集がやむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
モニタリング	少なくとも月に1回、又は以下の要件が揃っている場合は2月に1回介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、本人の心身状態やケアプラン利用状況について確認します。 ①テレビ電話装置等の利用が可能であること ②主治の医師の意見も含め、状態が安定していること ③介護者の状況・住環境・サービス利用状況に変化がないこと ④利用者の同意を得ていること
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望される方は対応可能です。

7. 利用料金及び居宅介護支援費

(1) 利用料…要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

(2) 保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の料金をお支払いただきます。

【基本料金】1月あたり

居宅介護支援費（Ⅰ）

区分	単位	利用料金
要介護 1・2	1,086単位	11,620円
要介護 3・4・5	1,411単位	15,097円

(加算料金) 1 月あたり

区 分	単位	利用料金
特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位	4, 5 0 4 円
初回加算	300 単位	3, 2 1 0 円
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1, 3 3 7 円

中山間地域にお住まいの方は、通常の料金等に加えて所定の単位数に 5 % 加算した料金をいただきます。

(その他、加算の発生により利用料は変動します)

介護保険法改正や税率変更等による介護報酬の改定が行われた際は、改定時の金額の負担になります。

また、感染等の流行や非常災害時への対応における特例的な評価、その他、厚生労働

省による特例的な評価のため、利用料変更や税率変更が生じる際についても、改定時の金額の負担となります。

なお、介護保険サービス利用料等が変更される場合については、重要事項説明 (別紙)

において説明します。

(3) 交通費は無料です。

(4) その他、記録のコピー代を 1 0 円いただきます。

8. 計画書の交付

居宅サービス計画及び利用票はその都度交付します。

9. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	社会福祉法人 和楽会 苦情受付窓口
担当者	江角 理恵
電話番号	0 8 2 - 8 4 8 - 5 0 0 0
対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

（２）円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業所から事情を聴取します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を速やかに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めるよう努めます。

（３）苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

サービス事業所より対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合いを実施します。また、定期的にサービス事業所を訪問し、円滑な対応が図れるように努めます。

（４）苦情申し立て機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話 番号	０８２－２５４－３４１９
	ファックス番号	０８２－５６９－６１６１
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	電話 番号	０８２－５５４－０７８３
	ファックス番号	０８２－５１１－９１２６

１０．事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村（保険者）、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

１１．緊急時の対応方法

事業者はサービス事業所から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

12. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよ

う、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の

名称を伝えていただきますようお願いいたします。

③自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重し、人生の最終段階に

おける利用者の意向を適切に把握する為、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得て、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただきます。利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した心身の状態に即したサービス内容の調整等柔軟に行います。

1 3. 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。
前 6 か月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	前 6 か月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別紙にて説明します。又介護サービス情報公表制度において公表します。

1 4. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知

り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者および家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者

会議等において利用者の個人情報を用いません。

1 5. 虐待の防止の取組

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発の防止に取り組みます。

①虐待防止指針の整備。

②虐待防止対策委員会を定期的を開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。

③虐待虐待防止するための定期的な研修を実施します。

④担当者を設置します。

担当者	佐々木 愛子
電話番号	082-848-5221
対応時間	8 : 30～17 : 30

1 6. 衛生管理等

事業者は、感染予防及びまん延防止に取り組みます。

①感染症の予防及びまん延防止の指針の整備。

②感染症の予防及びまん延防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。

③感染症予防及びまん延防止のための定期的な研修を実施します。

④担当者を設置します。

担当者	佐々木 愛子
電話番号	082-848-5221
対応時間	8 : 30～17 : 30

1 7. 身体拘束防止への取り組み

①利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を

行ってはならず、身体拘束的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行います。

②緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満

たすことについて、これらの要件の確認等を慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録を行います。

1 8. 業務継続計画の策定等

①事業者は、業務継続計画の基に、各委員会へ出席します。また、感染症・非常災害発生時対応の各研修、訓練に参加し、事業所職員へ内容を周知します。なお、感染症・非常災害発生時には、業務再開に向けて早急な対応を行います。

②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 9. ハラスメントへの取り組み

事業者の方針の基に、ハラスメントの防止対策に取り組みます。ハラスメント行為等

説明者 氏名 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住所

氏名 印

代 理 人 住所

氏名 印

重要事項説明書

社会福祉法人 和楽会
指定居宅サービス事業者
和楽荘通所介護事業部

〔重要事項説明書〕

1・はじめに

和楽荘通所介護事業部は、居宅で生活を営まれている（要介護又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者）高齢者に対し、介護保険法その他の関係法令に基づき、安心して生きがいある生活を送っていただくと共に、介護者の心身の負担の軽減を図っていけるよう、適正な指定通所介護及び指定１日型デイサービスを提供して、もって、地域の高齢者福祉の発展に寄与することを目的としています。

なお、次のことをモットーとして取り組んでいます。

- （１）居宅での生活を望まれる方が、可能な限り自立した生活の継続が図れるよう健康指導や生活リハビリなど心身のリフレッシュの増進に務めます。
- （２）サービス提供にあたっては、ご本人並びにご家族の意思を尊重して個別サービス計画を作成します。
- （３）当事業部が、利用される方にとって“憩いの場所”となるよう明るく温かいサービスを提供することに心掛けます。

2・サービスの内容

サービス内容は、おおむね次のとおりです。

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 送迎 | ⑦ 口腔ケア |
| ② 健康チェック | ⑧ レクリエーション |
| ③ 食事など（昼食・おやつ） | ⑨ 趣味活動・脳活性プログラム等 |
| ④ 入浴（ラドン温泉です） | ⑩ 行事 |
| ⑤ 機能訓練 | ⑪ 計画書の作成 |
| ⑥ 体操 | ⑫ 介護 |

3・連絡先（和楽荘）

電 話 ０８２－９６２－０６９３（通所直通）

０８２－８４８－５０００（代表）

FAX ０８２－８４８－４５７９

☆ 連絡あるいはご不明な点などの問い合わせにおかけください

〔 令和７年４月１日 改正 〕

社会福祉法人 和楽会

指定居宅サービス事業者 和楽荘通所介護事業部

1 和楽荘通所介護事業部の概要

(1) サービスを提供する法人及びサービスの種類など

法人名	社会福祉法人 和楽会
代表者職氏名	理事長 伊藤 尚志
事業所名	和楽荘通所介護事業部
提供するサービス	通所介護、1日型デイサービス
事業所番号	3470201454
サービス提供の場所	広島市安佐南区伴西五丁目1432番地1
通常のサービス実施地域	①安佐南区（沼田町阿戸、吉山及び伴北7丁目を除く） ②安佐北区（安佐町小河内、久地、くすの木台及び高陽町、白木町、可部町を除く） ③佐伯区（湯来町を除く）

(2) サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	- 月曜日～土曜日 ※1月1日～1月3日は休業します
サービス提供時間	- 9時30分～16時00分 (営業時間：8：00～17：00)

(3) 業務部の職員体制

職員体制については、別表1 業務部の職員体制に、表記しております。

(4) 定員 45名

(5) 施設・設備の概要

- ① 食堂及び機能訓練室 165.71㎡
- ② 事務室 22.42㎡
- ③ 浴室（含む脱衣室）53.69㎡
- ④ 相談室 9.75㎡

2 サービス提供の流れ（モデル）

	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
迎え	健康チ		昼食・休		入	浴	ティータイム	送り
	趣味活動・脳活性プログラム				レクリエーション		カラオケ	
	機能訓練				ゲーム・口腔ケア		趣味活動	
					趣味活動			
					生活リハビリ			

3 利用料金

(1) 基本料金

基本料金については、別表2 基本料金に、表記しております。

(2) 食事代（おやつ代含む）

1食当り 700円

(3) 別途料金

① 行事食等	実費または差額分
② 洗濯代	1回につき100円
③ 趣味活動等材料費	実費
④ 理容料・美容料等	実費
⑤ 紙パンツ	1枚あたり100円
⑥ パット	1枚あたり30円

（注1） 理美容については、保険外サービスとなるため、その時間については、サービス提供時間内に含めません。

(4) サービス中止などのキャンセル料

利用日当日10時以降のキャンセルについては、食事代（おやつ代含む）の全額をいただきます。

(5) 料金支払方法

利用料金の支払いについては、特定のもの（外部のサービス提供料、物品購入代金など）を除き、原則、毎月月末に締め、翌月10日までに請求書を送付し、サービスを利用した月の翌月の20日（ゆうちょ銀行休業日にあたる場合はその翌営業日）に、“ゆうちょ銀行”から請求料金を口座引き落としさせていただきます。

現金払いの場合については請求を行った日から14日以内に、窓口へお越しください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話などでお申込みください。当事業部の職員がお伺いいたします。通所介護計画の作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画等を依頼している場合は、事前にお知らせください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合は、終了を希望する14日前までに申し出てください。
- ② 利用者が介護保険施設に入所された場合、要介護状態区分が非該当となった場合、および死亡された場合は自動的にサービスを終了いたします。
- ③ 利用者やご家族などが、当事業部や、職員に対し、本契約を継続し難い行為があった場合は、やむを得ず文書で通知して直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ④ 当事業部が、万一、人員不足などやむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

5 当事業部の特色

風呂がラドン含有量36.6マッヘを有する温泉です。健康維持・回復に十分利用してください。

6 個人情報の保護

当事業部および職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族にかかる個人情報について保護する義務を負います。この個人情報保護義務は、契約が終了した後も継続します。また、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。利用者の家族の個人情報についても同様の扱いと致します。

7 虐待の防止について

当事業部は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 職・氏名	看護職員 田中 香織
------------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (7) サービス提供中に、当事業部従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを広島市に通報します。

8 身体拘束について

当事業部は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、別に定める「身体的拘束等の適正化のための指針」にもとづき利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 事故発生時の対応について

事故等の発生時には、ご家族に連絡をとらせていただき、同時に市町村等関係機関に対しても速やかに連絡をとり、適切な対応をいたします。

10 苦情処理

甲または甲の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも下記の苦情申立機関に苦情を申し出ることができます。

- (1) 乙は甲に提供したサービスについて、苦情の申し出があった場合は、迅速、丁寧に対応し、サービスの向上、改善に努めます。
- (2) 乙は甲が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

【サービス内容にかかる苦情等申立先】

ア 苦情は面接、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。

担当：江角 理恵 （電話０８２－８４８－５０００）な

お第三者委員に直接申し出ることもできます。

第三者委員 土屋 護 電話 ０８２－８４８－７４０４

第三者委員 上垣内 保之 電話 ０８２－８４８－５０２１

イ 本事業で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会（０８２－２５４－３４１９）

広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課（０８２－５５４－０７８３）

１１ 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

- | | | |
|-----|-------------|------------|
| （１） | 実施の有無 | 有 |
| （２） | 実施した直近の年月日 | 令和元年１２月１８日 |
| （３） | 実施した評価機関の名称 | 広島県社会福祉協議会 |
| （４） | 評価結果の開示状況 | 有 |

１２ カスタマーハラスメントへの対応

ご利用者様やそのご家族からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これら行為は、職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題です。

和楽会は職員の心身の健康に配慮しなければならないという安全配慮義務を負っています。

和楽会は、従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、別に定める「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に則りご利用者様やそのご家族に対し、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。

カスタマーハラスメントが行われた場合は、契約解除、または中止させていただくこともございます。契約解除・中止をさせていただく場合はその内容を検討し、14 日以上の猶予をもって契約解除・中止とさせていただきます。

1 3 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅サービス事業者 和楽荘通所介護事業部

説明者 職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所

氏 名 印

家族

住 所

氏 名 印

甲との続柄

別表 1

業務部の職員体制

職 名	常 勤		非 常 勤		備 考
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1				
生活相談員		3			介護職員を兼務
看護職員		1		3	機能訓練指導員・介護職員を兼務
介護職員	3	3	6	1	生活相談員を兼務 / 看護職員・機能訓練指導員を兼務
機能訓練指導員		1		3	看護職員・介護職員を兼務

令和 7 年 4 月 1 日改正

別表 2

基本料金

通常規模型通所介護費 所要時間 6 時間以上 7 時間未満 (1 回 当 り)

区 分	利用料	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
要介護 1	6, 1 0 2 円	1, 8 3 0 円	1, 2 2 0 円	6 1 0 円
要介護 2	7, 2 0 0 円	2, 1 6 0 円	1, 4 4 0 円	7 2 0 円
要介護 3	8, 3 1 8 円	2, 4 9 5 円	1, 6 6 3 円	8 3 1 円
要介護 4	9, 4 1 5 円	2, 8 2 4 円	1, 8 8 3 円	9 4 1 円
要介護 5	1 0, 5 3 3 円	3, 1 5 9 円	2, 1 0 6 円	1, 0 5 3 円

加算料金

区 分	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割	備 考
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (1 日 当 たり)	2 2 9 円	6 9 円	4 6 円	2 3 円	全ての利用者に算定
個別機能訓練加算 (Ⅰ) □ (1 日 当 たり)	7 9 4 円	2 3 8 円	1 5 8 円	7 9 円	対象の利用者のみに算定
個別機能訓練加算 (Ⅱ) (1 月 当 たり)	2 0 9 円	6 3 円	4 2 円	2 1 円	対象の利用者のみに算定
入浴介助加算 (Ⅰ) (1 日 当 たり)	4 1 8 円	1 2 6 円	8 4 円	4 2 円	対象の利用者のみに算定
A D L 維持等加算Ⅰ (1 月 当 たり) あるいは A D L 維持等加算Ⅱ (1 月 当 たり)	3 1 3 円 6 2 7 円	9 3 円 1 8 9 円	6 2 円 1 2 6 円	3 1 円 6 3 円	全ての利用者に算定 (一定期間にてどちらかを算定)
科学的介護推進体制加算 (1 月 当 たり)	4 1 8 円	1 2 6 円	8 4 円	4 2 円	全ての利用者に算定
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	基本単位及び加算単位の合計単位に 9.2%を乗じて計算した額				全ての利用者に算定

1 日型デイサービス （1 月当り）

区分	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
事業対象者、要支援 1 （週 1 回程度）	1 8, 7 8 9 円	5, 6 3 6 円	3, 7 5 7 円	1, 8 7 8 円
要支援 2（週 1 回程度）	1 8, 7 8 9 円	5, 6 3 6 円	3, 7 5 7 円	1, 8 7 8 円
要支援 2（週 2 回程度）	3 7, 8 3 9 円	1 1, 3 5 1 円	7, 5 6 7 円	3, 7 8 3 円

加算料金（1 月当たり）

区 分	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割	備 考
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ） 1 事業対象者、要支援 1 要支援 2（週 1 回程度）	9 1 9 円	2 7 6 円	1 8 4 円	9 2 円	全ての利用 者に算定
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ） 2 要支援 2（週 2 回程度）	1, 8 3 9 円	5 5 2 円	3 6 8 円	1 8 4 円	全ての利用者 に算定
科学的介護推進体制加算 （1 月当たり）	4 1 8 円	1 2 6 円	8 4 円	4 2 円	全ての利用 者に算定
介護職員等処遇改善加 算（Ⅰ）	基本単位及び加算単位の合計単位に 9.2%を乗じて計算した額				全ての利用 者に算定

（注 1） 健康手帳をお持ちの方は、利用料金（食事代を除く）が全額免除となります。また、生活保
護受給者その他低所得者など、利用料が減額される場合があります。

（注 2） 中山間地域等に居住している方については、1 か月の総単位数に 5%を乗じた単位数の料
金をいただきます。

（注 3） 被爆者 送迎料については、通常の実施地域を越えた場所から 1 kmにつき 1 5 円の実費をいただきます。

令和 6 年 6 月 1 日改正

重要事項説明書

社会福祉法人 和楽会
指定居宅サービス事業者
和楽荘訪問介護事業部

〔重要事項説明書〕

1 はじめに

和楽荘訪問介護事業部は、居宅で生活を営まれている（要介護又は要支援状態にある高齢者及び事業対象者）高齢者に対し、介護保険法その他の関係法令に基づき、衛生的な環境を保ち、安心して生きがいある生活を送って頂くとともに、介護者の心身の負担の軽減を図っていただけるよう、適正な指定訪問介護及び、総合事業訪問介護サービスを提供し、もって、地域の高齢者福祉の発展に寄与することを目的としています。

なお、次のことをモットーとして取り組んでいます。

- （１）居宅での生活を望まれる方が、可能な限り居宅において自立した生活の継続が図れるよう関係機関との連携をもって、身体介護、家事援助などサービスの提供をおこないます。
- （２）また、サービス提供にあたっては、ご本人の意思ならびにご家族の意思を尊重して個別の訪問介護サービス計画を作成します。
- （３）当事業部の職員の訪問が、利用される方にとって待ち望まれるよう、明るく行き届いた、温かいサービスを提供することを心掛けます。

2 サービスの種類

- （１） 訪問介護
- （２） 総合事業訪問介護

3 連絡先

電 話 ０８２－８４８－５０００

FAX ０８２－８４８－４５７９

☆ 連絡あるいはご不明な点などの問い合わせにお掛けください。

[令和7年4月1日 改正]

1 和楽荘訪問介護事業部の概要

(1) サービスを提供する法人、サービスの種類など

法人名及び代表者氏名	社会福祉法人 和楽会 理事長 伊藤 尚志
事業所名	和楽荘訪問介護事業部
提供するサービス	訪問介護 介護予防、日常生活支援総合事業訪問介護サービス
事業所番号	3470201439
事業所所在地	広島市安佐南区伴西五丁目1432番地1
サービスを提供の対象地域 (通常の実施地域)	広島市安佐南区(沼田町阿戸、吉山及び伴北7丁目を除く)、安佐北区(安佐町小河内、久地、くすの木台及び可部町、高陽町、白木町を除く)、佐伯区(湯来町を除く)とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 1月1日～1月3日は休業します
営業時間	8時30分 ～ 17時30分

(3) 各事業部の職員体制

職員体制については、別表1 事業部の職員体制に表記しております。

2 サービス内容

(1) 身体介護

- ① 食事介助 食事摂取の全面介助または一部介助、見守りなど。
- ② 入浴介助 浴室への見守り・誘導、移動介助、入浴中の洗身・洗髪など。
- ③ 排泄介助 おむつ交換、便失禁の処置、採尿器・便器の介助、トイレ・ポータブルトイレへの誘導移乗介助、見守り等
- ④ 清拭 身体を全身または部分的に清拭、手浴、足浴。
- ⑤ 体位変換等 ベッドでの体位変換、車椅子への移乗介助など。

⑥ 歩行介助 歩行時の介助、見守り、散歩。

(2) 生活援助 (自立支援のための援助を行います。)

① 買い物 食料品や日用品など生活必需品の買い物の同行。(買い物先は近距離に限ります。)

② 調理 →食事の調理、配膳、後片付けなど。(ご本人以外の食事の調理は含みません。)

③ 掃除 →掃除、布団干し、日常生活用具の整理整頓など。(ご本人が日常使用されている部屋および、台所、風呂場、トイレなどに限ります。)

④ 洗濯 →ご本人の日常的な衣類の洗濯、取り込みなど。

3 利用料金など

(1) 料金については、別表2に表記しております。

(2) サービス中止などのキャンセル料

利用者の都合による場合は、キャンセル料をいただくことがあります。

① 利用日前日17時迄あるいは当日出発前にサービス中止の連絡を受けた場合 無料となります
② 事前にキャンセルの連絡無くヘルパーが訪問した場合 800円いただきます。
③ 利用日の当日出発後にサービス中止の連絡を受けた場合 800円いただきます。

4 サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話などでお申し込みください。当事業部の職員がお伺いいたします。本人の状況を確認し、契約を結んだ後、訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。

居宅介護サービス計画を依頼している場合は、事前にお知らせください。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合は、希望日の14日前までに申出てください。
- ② 利用者が介護保険施設に入所された場合、要介護状態区分が非該当となった場合、および死亡された場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- ③ 利用者やご家族などが、当事業部や職員に対し、本契約を継続し難い行為があった場合は文書で通知し、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

5 料金支払い方法

利用料金の支払いについては、原則、毎月月末に締め、翌月10日までに請求書を送付し、サービスを利用した月の翌月の20日（ゆうちょ銀行休業日にあたる場合はその翌営業日）“ゆうちょ銀行”から請求料金を口座引き落としさせていただきます。

現金払いの場合については請求をおこなった日から2週間以内に、窓口へお支払いいただきます。

6 個人情報の保護

当事業部および職員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族にかかる個人情報について守秘義務を負います。この個人情報保護義務は、契約終了後も継続します。また、あらかじめ同意を得ない限りサービス担当者会議などにおいて利用者または家族についての個人情報を用いません。

7 虐待の防止について

当事業部は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを広島市に通報します。

8 身体拘束について

当事業部は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、別に定める「身体的拘束等の適正化のための指針」にもとづき利用者及びご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 感染症の予防及びまん延の防止のための対策

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

10 事故発生時の対応について

事故等の発生時には、ご家族に連絡をとらせていただき、同時に市町村など関係機関に対しても速やかに連絡をとり、適切な対応をいたします。

11 カスタマーハラスメントへの対応

ご利用者様やそのご家族からの常識の範囲を超えた要求や言動の中には、従業員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等の従業員の尊厳を傷つけるものもあり、これら行為は、職場環境の悪化を招く、ゆゆしき問題です。

和楽会は職員の心身の健康に配慮しなければならないという安全配慮義務を負っています。

和楽会は、従業員の人権を尊重するため、これらの要求や言動に対しては、別に定める「カスタマーハラスメントに対する行動指針」に則りご利用者様やそのご家族に対し、誠意をもって対応しつつも、毅然とした態度で対応します。

カスタマーハラスメントが行われた場合は、契約解除、または中止させていただくこともございます。 契約解除・中止をさせていただく場合はその内容を検討し、14 日以上の猶予をもって契約解除・中止とさせていただきます。

1 2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時においてご利用者様に対する指定介護訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 苦情処理

利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも下記の苦情申立機関に苦情を申し出ることができます。

- (1) 事業部は利用者に提供したサービスについて、苦情の申し出があった場合は、迅速、丁寧に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- (2) 事業者は利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

【サービス内容にかかる苦情等申立先】

ア 苦情は面接、書面などにより苦情受付担当者が受け付けます。

担当：江角 理恵 電話 0 8 2 - 8 4 8 - 5 0 0 0

なお第三者委員に直接申し出ることもできます。

第三者委員 土屋 護 電話 0 8 2 - 8 4 8 - 7 4 0 4

第三者委員 上垣内 保之 電話 0 8 2 - 8 4 8 - 5 0 2 1

イ 本事業で解決できない苦情は、次の機関に申し立てることができます。

広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話 0 8 2 - 2 5 4 - 3 4 1 9

広島県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3

1 4 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無 無

指定訪問介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅サービス事業者 和楽荘訪問介護事業部

説明者 職名 サービス提供責任者 印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

住所

利用者氏名 印

家族() 印

別表 1

1 和楽荘訪問介護事業部の概要

(3) 各事業部の職員体制 別表

職 名				備 考
	管理者	サービス提供責任者	介護職	
常勤	1 (専従)	2 (兼務)	2 (兼務)	
非常勤			1 (専従)	
登録型			7 (専従)	

(令和 5 年 4 月 1 日改正)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

(令和 7 年 4 月 1 日改正)

別表 2

3 利用料金など

(1) 料金

【要介護の方】 基本料金 1回あたり

身体介護が中心である場合

区 分	身 体 介 護			
	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
20分未満	1, 744円	524円	349円	175円
20分以上30分未満	2, 610円	783円	522円	261円
30分以上60分未満	4, 140円	1, 242円	828円	414円
60分以上90分未満	6, 066円	1, 820円	1, 214円	607円
区 分	引き続き生活支援を行う場合の金額			
身体介護20分以上 30分未満 +	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
20分以上	3, 306円	992円	662円	331円
45分以上	3, 712円	1, 114円	743円	372円
70分以上	4, 697円	1, 410円	940円	470円
身体介護30分以上 60分未満 +	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
20分以上	4, 836円	1, 451円	968円	484円
45分以上	5, 531円	1, 660円	1, 107円	554円
70分以上	6, 227円	1, 869円	1, 246円	623円
身体介護60分以上 90分未満 +	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
20分以上	6, 762円	2, 029円	1, 353円	677円
45分以上	7, 457円	2, 238円	1, 492円	746円
70分以上	8, 153円	2, 446円	1, 631円	816円

生活援助が中心である場合

区 分	生活援助			
	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
20分以上45分未満	1, 915円	575円	383円	192円
45分以上	2, 354円	707円	471円	236円

【要支援及び事業対象者の方】 (基本料金 1月あたり)

区 分	利用料金	自己負担額 3 割	自己負担額 2 割	自己負担額 1 割
週 1 回程度	12, 583円	3, 775円	2, 517円	1, 259円
週 2 回程度	25, 134円	7, 541円	5, 027円	2, 514円

週2回超 (要支援2のみ)	39,878円	11,964円	7,976円	3,988円
------------------	---------	---------	--------	--------

加算料金

初回加算	初回及び2ヶ月利用がなく再開した場合月 200単位
------	---------------------------

2人対応の場合	2倍（所定単位数の100分の200）
---------	--------------------

緊急時加算	1回につき 100単位
-------	-------------

特定事業所加算（Ⅱ）	特定単位数の100分の10に相当する単位数に乗じて計算した額
------------	--------------------------------

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	基本単位及び加算単位の合計単位に24.5%を乗じて計算した額
----------------	--------------------------------

- ① 原爆被爆手帳をお持ちの方は、利用料が免除（低所得世帯の方に限ります。）となります。
また、生活保護世帯、被爆者以外の低所得者の方についても、減免の制度があります。
- ② 通常の実施地域を越えて行うサービスの交通費は、実施地域を越えた場所から1kmにつき

15円をいただきます。ただし、安佐南区沼田町阿戸、吉山、伴北7丁目及び安佐町小河

内、久地、くすの木台は除くものとします。
- ③ 中山間地域等にお住まいの方は所定の単位数に5%の加算をいただきます。

(令和4年 10月1日 改正)

(令和6年 4月1日 改正)

(令和6年 6月1日 改正)